～税金は納期限内に納付を～

県税・町税の滞納処分を強化します！

問東金県税事務所　☎0475-54-0223
千葉県総務部税務課　☎043-223-2148
税務課収納対策班　☎84-1212

千葉県・町は、県税・町税の未納額縮減のため、10月から12月までを県下一斉滞納整理期間として、「滞納は絶対に見逃さない」をスローガンに、給与・預金・自動車などの差し押さえを一層強化します。未納の税金がある場合は、至急納付してください。


差押え自動車の引揚げ例

町税に関する納税相談

と　き　平日：午前9時～午後4時30分
休日：第2・4日曜日　午前8時30分～正午（要予約）

ところ　税務課収納対策班

千葉県最低賃金改正のお知らせ

問千葉労働局労働基準部賃金室　☎043-221-2328

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和8年10月1日から

時間額　1,195円

（従来の1,140円から55円引き上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。

その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室、または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

千葉労働局ホームページはこちら→

千葉県収入証紙の販売は12月末で終了します

問千葉県出納局　☎043-223-3315

千葉県では、社会情勢の変化に合わせ、多様な納付方法により県民の利便性の向上を図るため、収入証紙制度を廃止します。

これに伴い、町でも12月28日（月）をもって収入証紙の販売を終了します。収入証紙の販売終了後は、キャッシュレス決済など、ほかの納付方法へ移行する予定です。

※購入した収入証紙は、令和9年12月末日まで利用できます。

※詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県ホームページはこちら→

個人事業税第2期分の納期限は11月30日（月）です

問東金県税事務所　☎0475-54-0223

個人事業税（第2期分）の対象となる方には、8月に第1期分の納税通知書と併せて、第2期分の納付書を送付しています。納期限までに忘れずに納付しましょう。

金融機関やコンビニエンスストアのほか、クレジットカードやスマートフォン決済アプリでは、24時間いつでも納付できます。

また、事前にお申込みいただくと、自動的に口座から引き落とされる便利な口座振替も利用できます。